

伊予市住宅用新エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱

令和 4 年 3 月 7 日

伊予市告示第 27 号

伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付要綱（平成 28 年伊予市告示 91 号）の一部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地球温暖化対策の推進及び市民の環境保全意識の高揚を図るため、住宅用新エネルギー設備を導入する者に対し、予算の範囲内において伊予市住宅用新エネルギー設備導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 住宅用新エネルギー設備 別表第 1 に定める設備で、一般に販売されている未使用のものをいう。
- (2) 住宅 市内の一戸建ての専用住宅又は併用住宅（別荘及び賃貸住宅を除く。）をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付対象者は、本市の住民基本台帳に登録されている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住する住宅に設置するために、住宅用新エネルギー設備を購入した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために市内の住宅用新エネルギー設備付き住宅を購入した者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 同一住宅に係る同一の住宅用新エネルギー設備について、市が行う制度による助成を受けていない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当しない者

2 前項の規定にかかわらず、単身赴任等のやむを得ない事由により住宅用新エネルギー設備を導入した住宅に自らが居住せず、本市の住民基本台帳に登録されない者は、当該者と同一生計にある者が当該住宅に居住し、本市の住民基本台帳に登録される場合に限り補助対象とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第 4 条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第 2 のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は、様式第 1 号により行うものとする。

2 前項の申請の期限は、申請日が属する年度の末日までとする。

（手続の代行）

第 6 条 申請者は、前条に規定する手続について、第三者に代行させることができる。

（補助金の交付決定）

第 7 条 規則第 6 条第 1 項に規定する補助金の交付の可否の決定は、第 5 条の規定により提出された申請書を受け付けた順序により行うものとする。

2 規則第 6 条第 3 項に規定する通知は、規則第 13 条に規定する通知と併せて様式第 2 号により行うものとする。

（補助金の請求）

第 8 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、様式第 3 号により行うものとする。

（取得財産の処分）

第 9 条 規則第 18 条ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間

とし、同条第 2 号に規定する機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超えるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を受けた者が規則第 18 条本文の承認を受け、住宅用新エネルギー設備を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（帳簿等の整備）

第 10 条 規則第 19 条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者は、補助事業の施行に関する証拠書類、帳簿等を当該財産の処分を行った日又は前条に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管するものとする。

（報告及び現地調査）

第 11 条 市長は、補助事業の終了後においても、必要に応じて補助事業者に対し住宅用新エネルギー設備の使用状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けている者に係る当該補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日告示第 52 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 31 日告示第 66 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 14 日告示第 48 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

設備の種類	設備の要件
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	(1) 蓄電容量が 1kWh 以上の蓄電池と電力変換装置等が一体的に構成され、住宅に設置された定置型のものであること。 (2) 設備の保証を開始した日から起算して 1 年を経過していない設備であること。
電気自動車等充給電設備（V2H）	(1) 電気自動車等に搭載された蓄電池と住宅内の分電盤を接続することで、電気自動車等と住宅とで電気を融通し合うことができる装置で、住宅に設置されたものであること。 (2) 設備の保証を開始した日から起算して 1 年を経過していない設備であること。
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	(1) 国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（住宅版BELS）において、次の評価及び認証を受け、かつ、当該評価に基づいて建築し、又は改修した住宅であること。 ア 一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であること。 （ア） 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 20% 以上削減されていること。 （イ） 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から 100% 以上削減されていること。 イ 強化外皮基準（UA 値）が $0.6\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下であること。 (2) 県内に本店を置く中小建築業者等が施工する住宅であること。 (3) 引渡が完了した日から起算して 1 年を経過していない設備であること。

別表第 2（第 4 条関係）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	(1) 本体機器費（蓄電池部、電力変換装置） (2) 附属機器費（計測、表示装置、キュービクル等） (3) 工事費	補助対象経費から国その他の公共団体等から交付を受けた補助金等の収入額を控除した額の $1/10$ （上限 6 万円）

電気自動車等充電設備（V2H）	(1) 本体機器費 (2) 附属機器費（充電コネクタ ー、ケーブル等） (3) 工事費	補助対象経費から国その他の 公共団体等から交付を受けた 補助金等の収入額を控除した 額の1／10（上限6万円）
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス （ZEH）	補助対象住宅の建築、購入又は 改修に要した費用	補助対象経費から国その他の 公共団体等から交付を受けた 補助金等の収入額を控除した 額（上限35万円）

補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。